

(公財) 横浜記念金沢の文化創生財団

「金沢の伝統芸能就業奨励金交付事業」募集要項

1 目的

先人より育まれてきた、金沢の伝統芸能の育成振興のため、新たに金沢の芸妓となった者に帯、着物、鬘等の支度品購入を目的とした奨励金を交付し、なり手の確保とその定着を図り、もって本市の伝統文化の継承発展に資することを目的にしています。

2 申請資格

申請いただけるのは、以下の要件を満たす方です。

- (1) 金沢の芸妓となって1年以内の方
- (2) 芸妓を継続する意志が堅固と認められる方
- (3) 所属茶屋及び所属料亭組合長の推薦を受けることができる方
- (4) 本奨励金の交付を過去に受けられたことのない方

3 奨励金

50万円

4 申請の手続き

金沢の伝統芸能就業奨励金交付申請書(別紙)に履歴書、その他必要書類を添付し、郵送又はご持参ください。

5 受付期間

令和8年6月1日(月)から令和8年11月30日(月)まで(必着)

6 申込み、問合せ先

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市文化政策課内

(公財) 横浜記念金沢の文化創生財団 TEL: 220-2442 FAX: 220-2069

7 選考について

金沢の伝統芸能助成金交付審査会において、書類審査により選考します。
選考の結果は、申請者に文書にて通知いたします。

8 奨励金の交付について

交付決定後、令和9年3月(予定)に贈呈式を行います。

9 交付の決定の取消し等について

奨励金の交付の決定を受けた者又は奨励金の交付を受けた者が次に該当するとき、奨励金の交付の決定を取り消し、又は奨励金の全部若しくは一部の返還をしていただくことがあります。

- (1) 偽り、その他不正の手段により奨励金の交付の決定を受けたとき、又は奨励金の交付を受けたとき。
- (2) 非行その他の不適切な行為のあったとき。
- (3) 奨励金の交付を受けたときより1年以内に廃業するとき。

10 廃業の通知について

奨励金の交付を受けた者が廃業するときは、速やかに事務局へ連絡してください。